様式第17の４の５（第23条の９の３関係）

１　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料

［表略］

注１　「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第１号に掲げる部分の接続料をいう。

［２～７　略］

１の２　データ伝送交換機能の回線数単位接続料

［表略］

注１　「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第２号に掲げる部分の接続料をいう。

［２・３　略］

１の３　データ伝送交換機能のＳＩＭカード枚数単位接続料

［表略］

注１　「データ伝送交換機能のＳＩＭカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料をいう。

［２～４　略］

２　ＭＮＰ転送機能の接続料

［表略］

注１　「ＭＮＰ転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ハに掲げる機能をいう。

［２～６　略］

３　ＳＭＳ伝送交換機能の接続料

［表略］

注１　「ＳＭＳ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ニに掲げる機能をいう。

［２～６　略］

［４　略］

様式第17の４の６（第23条の９の３関係）

［表略］

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項ロに掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同項ハに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同項ニに掲げる機能をいう。

［２～５　略］

様式第17の４の７（第23条の９の３関係）

［表略］

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項ロに掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同項ハに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同項ニに掲げる機能をいう。

［２～５　略］

６　第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第１項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。

様式第17の４の５（第23条の９の３関係）

１　［同左］

［表同左］

注１　「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第１号に掲げる部分の接続料をいう。

［２～７　同左］

１の２　［同左］

［表同左］

注１　「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第２号に掲げる部分の接続料をいう。

［２・３　同左］

１の３　［同左］

［表同左］

注１　「データ伝送交換機能のＳＩＭカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料をいう。

［２～４　同左］

２　［同左］

［表同左］

注１　「ＭＮＰ転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第３号に掲げる機能をいう。

［２～６　同左］

３　［同左］

［表同左］

注１　「ＳＭＳ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第４号に掲げる機能をいう。

［２～６　同左］

［４　同左］

様式第17の４の６（第23条の９の３関係）

［表略］

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第１号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第２号に掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同項第３号に掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同項第４号に掲げる機能をいう。

［２～５　同左］

様式第17の４の７（第23条の９の３関係）

［表同左］

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第１号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第２号に掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同項第３号に掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同項第４号に掲げる機能をいう。

［２～５　同左］

［新設］